

【事務連絡】

令和6年4月9日

施設入所支援事業所 管理者様

川西市福祉部障害福祉課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う重度障害者支援加算改定及び  
補足給付費改定の取扱い及び対応方法について（通知）

平素は当市の障がい者福祉行政にご協力頂きまして、誠にありがとうございます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い施設入所支援の重度障害者支援加算及び補足給付費について以下のとおり改定が行われており、令和6年4月提供分より改定された重度障害者支援加算（以下「改定重度加算」）及び補足給付費（以下「改定補足給付費」）による請求が実施されることとなります。

については旧制度における重度障害者支援加算（以下「旧重度加算」）及び補足給付費（以下「旧補足給付費」）対象者は受給者証の差替えが必要となりますので、以下の対応方法にて、ご確認の程よろしくお願いたします。

記

○重度障害者支援加算

旧重度加算：行動関連項目10点以上

改定重度加算：1 区分6に該当し行動関連項目10点以上（Ⅱ）

2 区分6に該当し行動関連項目18点以上（Ⅱ18点以上）

3 区分4若しくは区分5に該当し行動関連項目10点以上（Ⅲ）

4 区分4若しくは区分5に該当し行動関連項目18点以上（Ⅲ18点以上）

○補足給付

旧補足給付費：基準費用額 54,000円

改定補足給付費：基準費用額 55,500円

対応方法：すべての施設入所者について旧補足給付費による算定を改定補足給付費で再計算します。その中で現在の受給者証に「重度支援（知的）」に表記のある方については、対象となる改定重度加算に置き換えます。受給者証は全て再発行を行い、4月中までに入所施設に送付いたしますので、ご確認の程よろしくお願いたします。請求時に確認が取れていない場合は当課へ連絡して下さい。

【裏面に続く】

【※生活介護についても下記のように改定がなされているためご確認をお願いします。】

○生活介護

旧重度加算：障害支援区分に関わらず、行動関連項目10点以上

改定重度加算：1 区分6に該当し行動関連項目10点以上（Ⅱ）

2 区分6に該当し行動関連項目18点以上（Ⅱ18点以上）

3 区分4若しくは区分5に該当し行動関連項目10点以上（Ⅲ）

4 区分4若しくは区分5に該当し行動関連項目18点以上（Ⅲ18点以上）

川西市福祉部障害福祉課

障害福祉サービス担当

連絡先： 072-740-1178

mail：kawa0149@city.kawanishi.lg.jp